

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 教職員課

法令名	教育職員免許法	法令の番号	昭和24年法律第147号				
不利益処分の種類	教育職員免許状の取上げ	根拠条項	第11条				
処分基準	<p>1 次に掲げる事項に該当するときは、その者の有する免許状を取り上げる。</p> <p>(1) 国立学校又は私立学校の教員が、公立学校の教員の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。(免許法第11条第1項)</p> <p>(2) 国立学校又は私立学校の教員であって、公立学校の教員の場合における地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。(免許法第11条第2項第1号)</p> <p>(3) 地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者（条件附採用期間中の職員又は臨時的に任用された職員）に該当する公立学校-の教員であって、公立学校の教員の場合における地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。(免許法第11条第2項第2号)</p> <p>2 免許状を有する者（免許法第2条第1項に掲げる教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、その免許状を取り上げることができる。(免許法第11条第3項)</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	教職員課	交付機関	教職員課	目次NO